

## 講座01 その行為、違法です！～知らないとコワイ著作権法の世界～（法学部）

質問 1：公立の教員がパワーポイントでスライドを作る際、ネットの画像を使うことになったらその使用料は学校ないし国から出ることになるんですか？

質問への回答：

ご質問ありがとうございます。結論から申し上げますと、公立学校の教員が、その授業の中で利用することを目的としてネットの画像（＝他人の著作物）を複製し、授業で使用するスライドに貼り付けて利用する行為は、原則、著作権法35条1項により著作権者の許諾なく行うことができます（ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。著作権者の許諾を得る必要があります）。

またこの場合、公立学校の教員がこのスライドを用いて教室で授業を行うだけであれば、相当な額の補償金を著作権者に支払う必要もありません。著作権法35条2項によれば、相当な額の補償金を著作権者に支払う必要があるのは、例えば、上記の教員がこのスライドを生徒にオンラインで配布する（＝公衆送信を行う）場合です。この場合には、個々の教員ではなく、学校側（＝教育機関を設置する者）が相当な額の補償金を著作権者に支払う必要が生じます（著作権法35条2項）。



質問 2：発信者情報開示請求で任意で応じなければ訴訟して開示させるということですが、結局訴訟で開示されるのならば最初の段階の「任意」は必要ないのではないかと。「任意」の段階を踏む必要があるのは何故か。

質問への回答：

ご質問ありがとうございます。裁判には時間も費用も労力もかかりますので、もし違法または有害な情報の発信であることが極めて明白なのであれば、裁判によることなく、裁判外でプロバイダ等が任意に発信者情報の開示を行うことが望ましいと考えられます。また、こうした違法または有害な情報の発信であることが明らかなケースの中には、緊急性がある場合があり、そのような緊急のケースでは裁判によらずに裁判外（任意）で発信者情報の開示を行うのが相当な場合が考えられます。

なお、任意での発信者情報開示を請求することは訴訟提起の要件ではありませんので、最初から発信者情報開示請求訴訟を起こすことも可能です。

